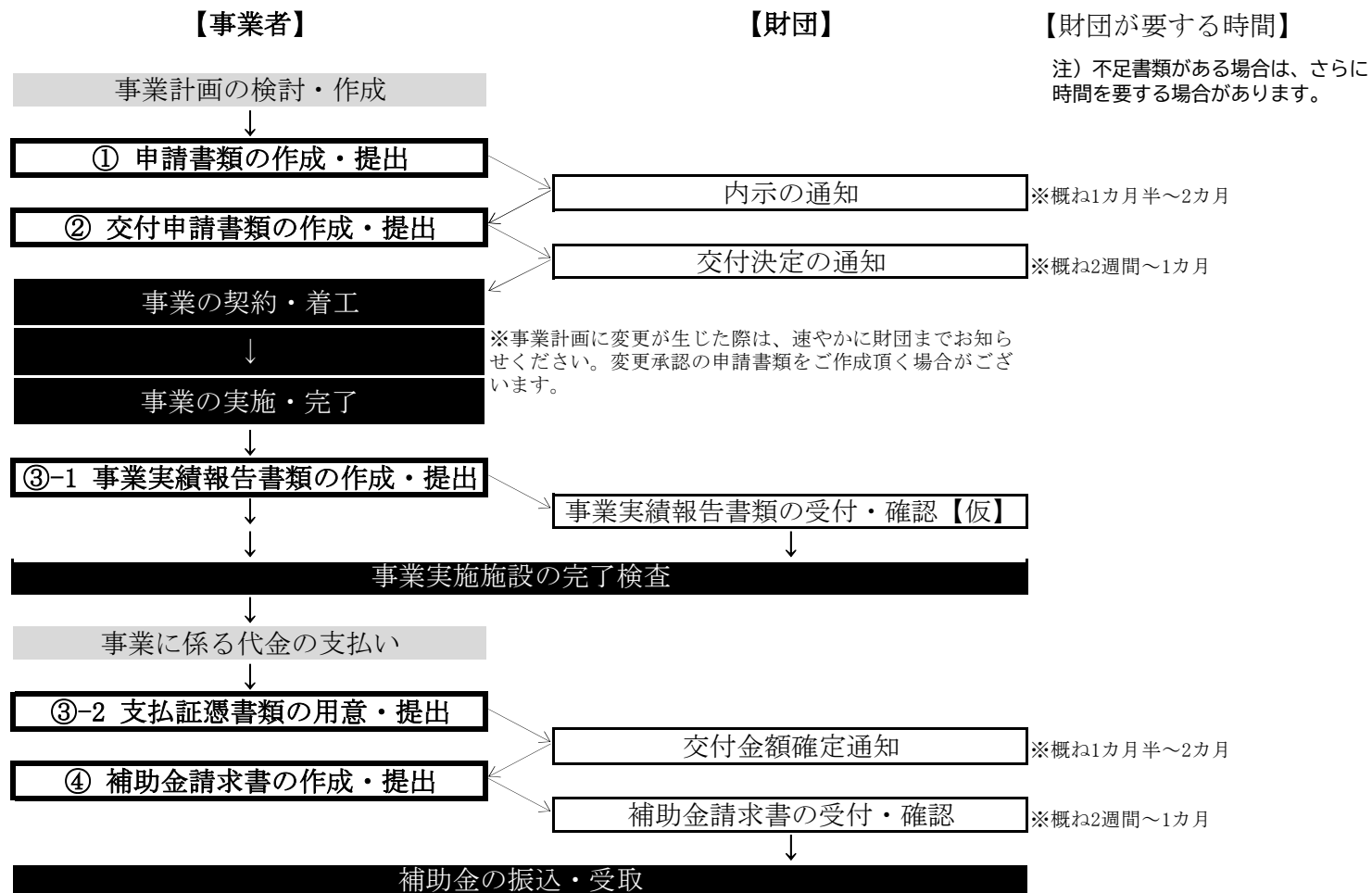


木の街並み創出事業 申請～補助金交付の流れ



実績報告書は支払証憑も含めての報告となり、補助金の請求は補助対象内容を含む契約のすべての支払が完了したことを確認できてからになります。

交付決定前には原則として契約及び契約に類するもの（材料発注含む、以下「契約等」という）及び着工はできません。やむを得ない事情により、交付決定前に契約等をする必要がある場合には別途交付決定前契約等届出書を提出し財団の承認を受けてください。ただし、着工はできません。